

佐賀県告示第 52 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 204 号	唐津市和多田西山 4478 番 3 地先から 唐津市神田字長サ作 2235 番 1 地先まで
一般国道 207 号	鹿島市大字高津原字三本松 3195 番 3 地先から 鹿島市大字高津原字西坂 1412 番地先まで
一般国道 264 号	佐賀市八丁畷町 17 番 4 地先から 佐賀市与賀町 143 番 3 地先まで
一般国道 444 号	佐賀市川副町大字鹿江字四反田籠 1005 番 2 地先から 佐賀市川副町大字鹿江字道久籠 960 番 8 地先まで
県道 久留米基山筑紫 野線	鳥栖市弥生が丘八丁目 6 番地先から 三養基郡基山町大字園部字麦尾 2474 番 1 地先まで
県道 唐津呼子線	唐津市神田字長サ作 2239 番 7 地先から 唐津市坊主町 471 番 1 地先まで
県道 佐賀川副線	佐賀市北川副町大字新郷字八田分 759 番 1 地先から 佐賀市川副町大字鹿江字四反田籠 1005 番 2 地先まで 佐賀市川副町大字鹿江字道久籠 960 番 8 地先から 佐賀市川副町大字犬井道字国造搦 9476 番 188 地先まで
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字熊三郎 678 番 1 地先から 鹿島市大字高津原字三本松 3259 番 1 地先まで
県道 西与賀佐賀線	佐賀市本庄町大字本庄字十五畷 1 番地先から 佐賀市与賀町字川原小路 148 番 3 地先まで
県道 基山平等寺筑紫 野線	三養基郡基山町大字園部字麦尾 2474 番 2 地先から 三養基郡基山町大字園部字立花 2438 番地先まで

県道 東与賀佐賀線	佐賀市本庄町大字本庄字一本黒木十三角 195 番 14 地先 から 佐賀市本庄町大字本庄字十五畷 1 番地先まで
県道 九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘八丁目 1 番地先から 鳥栖市永吉町字長ノ原 552 番 7 地先まで

2 指定する期日 令和元年 7 月 31 日

3 通行方法

次の表の第 1 欄の道路から第 2 欄の交差点を左折して第 3 欄の道路に入る
ときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項
第 17 号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）
との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両
等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
県道 久留米基山筑紫野 線	三養基郡基山町大字園部（園部 I C）	県道 基山平等寺筑紫野 線
基山町道 黒谷線	三養基郡基山町大字園部	県道 基山平等寺筑紫野 線